

2017年5月31日 全7頁

トランプ政権の事業体課税改革案

新たな税のループホール（抜け穴）への懸念

政策調査部
研究員 神尾 篤史

[要約]

- トランプ政権から税制改革案が公表された。事業体に対する税制改革案は法人所得税率とパス・スルー事業体の所得に対する税率をともに15%に引き下げるものである。
- 税制改革案のコスト試算（2018～2027年度）によれば、全体で5.5兆ドルかかり、このうち事業体に対する税制改革案のコストが3.7兆ドルと大きな割合を占める。
- 懸念されるのはパス・スルー事業体の所得に対する税率引き下げによって、高所得者がパス・スルー事業体を設立し、給与所得を当該事業体の所得へ変えることで租税負担を減少させる新たな税のループホールが生まれることである。
- ムニューシン財務長官は税のループホールの活用を阻止することを目指す。その仕組みによっては事業者の自由な事業体選択を阻み、税制が経済活動へ与える歪みを拡大させる可能性がある。

はじめに

4月26日にトランプ政権から税制改革案が公表された¹。トランプ大統領の選挙期間中の主張に概ね沿った内容であり、実現すれば大きな減税になると見込まれる。このうち、本稿で注目したいのは事業体に対する課税である。ここで事業体とは、なんらかの事業を行う法人、組合（パートナーシップ）、個人事業者などを指す。トランプ政権の税制改革案では、法人所得税の税率引き下げに加え、パートナーシップ等の中小規模の事業体の出資者に対する所得税率も引き下げるとしている。そこで、事業体に対する税制改革案を概観し、今後留意すべき点や改革案が実現した場合の影響について考えてみたい。

¹ 5月23日には予算教書も公表された。税制改革については4月26日に公表された改革案から変更はない。

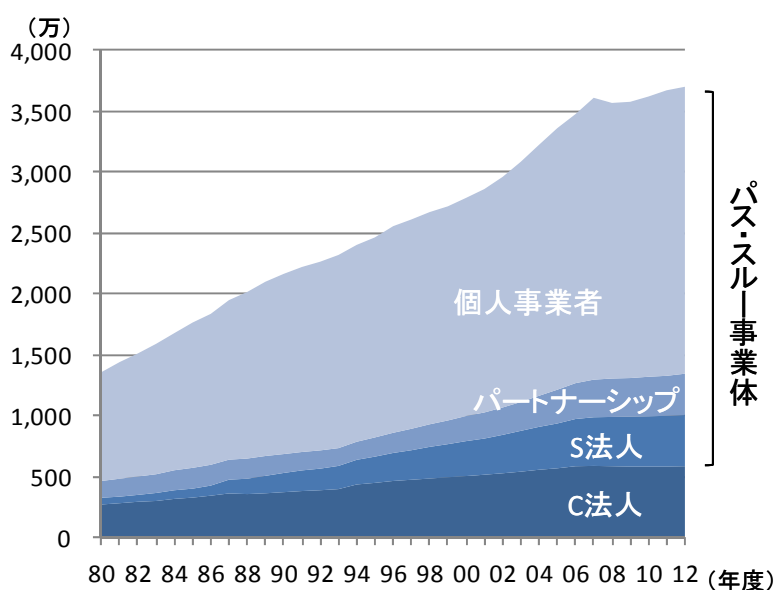
トランプ政権の事業体課税改革案

(米国と日本の事業体課税)

日本では、株式会社など法人格を有する法人と個人事業者が事業体として思い付くが、米国では日本の株式会社に当たる C 法人に加え、パートナーシップ、LLC (Limited Liability Company)²、S 法人³、個人事業者 (Sole Proprietorships) などのパス・スルー事業体⁴の活動も盛んである。パス・スルー事業体とは、課税が事業体の所得に対して行われるのではなく、事業体への出資者である構成員に対して課税がなされるという特徴を有するものである。

図表 1 は税務統計から見た米国における事業体数の推移である。S 法人、パートナーシップ (LLC を含む)、個人事業者を合わせたパス・スルー事業体の数が大きく増加していることが分かる。図表 2 はパス・スルー事業体と C 法人の課税所得を比較したものである。パス・スルー事業体の課税所得を合計すれば、1998 年度以降は 2005 年度を除いて C 法人よりも大きくなっている。

図表 1 米国の事業体数の推移



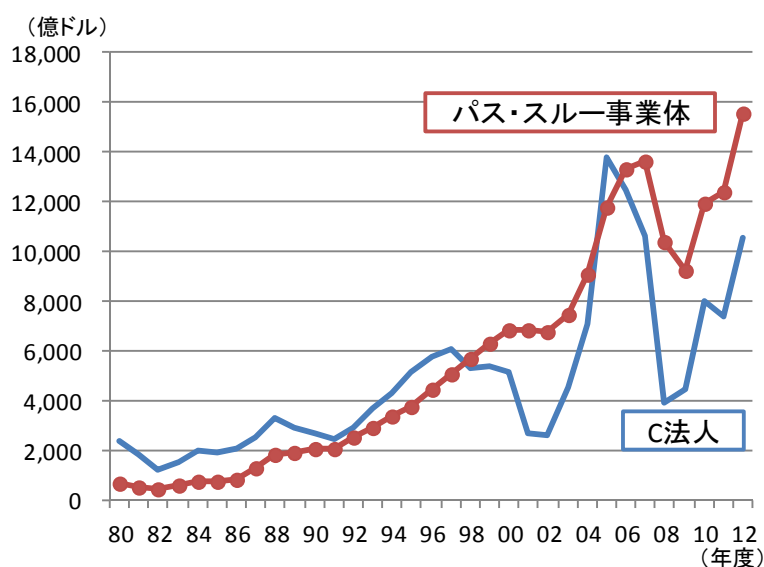
(注) Number of returns の値。パートナーシップには LLC も含む。
(出所) IRS より大和総研作成

² LLC は日本の合同会社のモデルとなった事業体である。全ての出資者が有限責任で、パートナーシップと同様に構成員が個人であれば個人所得税で課税を受けることが可能な事業体である。

³ S 法人は株主数が 100 人以内、株主は個人等などの一定の要件を満たした小規模事業法人である。C 法人と異なり、稼得した所得は事業体段階では課税されず、株主にパス・スルーされて個人所得税が課税される。

⁴ 本稿では個人事業者もパス・スルー事業体とする。

図表2 C法人とパス・スルー事業体の課税所得の推移



(注) パス・スルー事業体にはS法人、パートナーシップ、個人事業者を含む。
(出所) IRS より大和総研作成

事業体に対する所得課税の方法は日本と米国では大きく異なる。日本では基本的に私法上の法人格と法人課税がリンクしており、法人格を有する事業体は自動的に法人課税の対象となる。すなわち、株式会社など法人格を有する事業体は事業体自身に法人税が課され、民法上の組合など法人格のない事業体には所得税（組合課税もしくは構成員課税⁵）が課される。民法上の組合の場合、事業体が稼得した所得が組合契約（出資者の持ち分比率等）に基づいて配分され課税される。

一方で米国は、通称チェック・ザ・ボックス規則（CTB規則）と言われる財務省規則に基づいて事業体を「当然法人（per se corporation）」と「適格事業体（eligible entity）」に分類し、その分類に基づいて課税が行われる。日本の株式会社にあたるC法人は連邦税法上、「当然法人」に該当し法人所得税が課されるが、「適格事業体」は法人所得税か個人所得税（パス・スルー課税）を選ぶことができる。

法人が稼得した所得は事業体（法人）と株主の双方で課税される一方で、パス・スルー事業体では出資者のみ課税される。すなわち、法人の場合は事業体の所得は法人所得税が課税され、その後、配当を得た個人株主も個人所得税が課される（事業体と個人株主の段階で二重に課税される）が、パス・スルー事業体が稼得した所得は事業体では課税されず、出資者の段階で個人所得税が課される（パス・スルー課税）。

⁵ 法人税のように法人という事業体に課税するのではなく、事業体の出資者に課税するものである。

(トランプ政権の事業体課税)

今回のトランプ政権の税制改革案では雇用の創出や成長率の引き上げのために、法人所得税率を15%に引き下げ⁶、パス・スルー事業体の所得にも15%の税率を適用するとされている⁷(図表3)。しかし、パス・スルー事業体の課税方法に関する改革案の詳細は明らかになっていないため、今後公表される制度改革案について、以下の点に留意すべきであると考えます。

図表3 現行と改革案の個人所得税・法人所得税の税率

個人所得税	
現行	トランプ政権案
所得に応じて 10～39.6%(超過累進税率)	10～35%(3段階)
10%	10%
15%	25%
25%	35%
28%	
33%	パス・スルー事業体
35%	15%
39.6%	

法人所得税	
現行	トランプ政権案
所得に応じて 15～39%(超過累進税率)	
15%	15%
25%	
34%	
39%	
34%	
35%	
38%	
35%	

(出所) IRS より大和総研作成

- ① 今回の税制改革案で示されたパス・スルー事業体の税率15%と個人所得税率(10%、25%、35%)との関係をどう考えればよいか。
- ・従来であればパス・スルー事業体が稼得した所得は、事業体の構成員が個人の場合、個人所得税のブラケット(税率適用所得区分)に基づいて課税されていたが、今回の税制改革案で示されたパス・スルー事業体の所得に対する税率15%は、トランプ政権案の法人所得

⁶ 米国の法人所得課税は超過累進課税であるが、15%に引き下げるという税率は最も高い所得区分の税率のことであると思われる。現行の最高税率は35%である。

⁷ 予算教書では税制改革等の経済政策によって成長率が3%へ加速する構図を描き、歳入が2018～2027年度に合計2兆ドル増加することを見込んでいる。

税率に一致しているが個人所得税率には存在しない数値であり、15%という税率が改革後の個人所得税においてどのように位置づけられるのか現時点で不明である。

- ・パス・スルー事業体の税率 15%が個人所得税の税率とは独立したものと仮定した場合、パス・スルー事業体は、個人所得税の税率とパス・スルー事業体の税率のどちらかの税率を選択することになるのか、毎年選択可能になるのかなどが現時点で不明である。

- ② 15%というパス・スルー事業体の税率は比例税率なのか、それとも 15%を最高ブラケット（税率適用所得区分）とする超過累進税率なのか。

税制改革の影響

（財政に対するインパクト）

超党派の NGO である CRFB（Committee for a Responsible Federal Budget：責任ある連邦予算委員会）は、トランプ政権の税制改革案によるコストを 2018～2027 年度までの 10 年間で 5.5 兆ドルと試算している（図表 4）。この結果、債務残高対 GDP 比は 2027 年度に 111%と、税制改革のコストを含まないケースである 89%よりも大幅に悪化するという。

図表 4 トランプ政権の減税案のコスト試算

個人所得税率の変更	+ 1.5 兆ドル
個人の代替ミニマム税の廃止	+ 0.4 兆ドル
個人の基礎控除を倍増	+ 1.5 兆ドル
遺産税の廃止	+ 0.2 兆ドル
法人所得税の税率の引き下げ	+ 2.2 兆ドル
パス・スルー事業体の所得に対する税率を15%に設定	+ 1.5 兆ドル
その他	+ 0.2 兆ドル
住宅ローン金利、寄付金など以外の控除の廃止	- 2.0 兆ドル
コスト合計	+ 5.5 兆ドル

（注）+の符号はコスト増、-の符号はコスト減を示す。

（出所）CRFB（Committee for a Responsible Federal Budget）より大和総研作成

5.5 兆ドルのコストのうち、事業体課税に関する改革案のコストは 3.7 兆ドルである。その内訳は法人所得税の税率の引き下げで 2.2 兆ドル、パス・スルー事業体の所得に対する税率引き下げで 1.5 兆ドルを見込んでおり、全体（5.5 兆ドル）に占める事業体課税に関する改革案のコストの割合は 67%を占め、影響は大きい。

また、民間シンクタンクである Tax Policy Center はトランプ大統領の選挙期間中の公約に基づいて、2016～2026 年度の間のコストを 6.2 兆ドルと試算している。このうち、事業体課税

に関する改革案のコストは 3.9 兆ドルで、CRFB の試算と大きな違いはない。内訳は法人所得税率の引き下げと租税特別措置を巧みに用いることで過度に節税することを防止するための追加課税である AMT (Alternative Minimum Tax、代替ミニマム税) の廃止で 2.4 兆ドル、パス・スルー事業体の所得に対する税率引き下げなどで 1.5 兆ドルを見込んでいる。Tax Policy Center では、パス・スルー事業体への税率引き下げなどの影響について詳細に検討しており、既存のパス・スルー事業体の税率引き下げで 0.9 兆ドル、高所得者が給与所得を当該事業体の所得へ変えて低税率で課税を受けることで 0.6 兆ドルのコストがかかると試算している。

巷間では米国法人税率の引き下げの動向が注目されているが、このようにパス・スルー事業体の税率引き下げに伴う影響も無視できない大きさである。

(新たな税のループホール (抜け穴))

上述した Tax Policy Center の試算で言及されているように、パス・スルー事業体の税率引き下げで高所得者がパス・スルー事業体を設立し、給与所得を当該事業体の所得へ変える節税行為が急増すると予想される。現状、高所得者は 39.6% という最も高い所得区分の税率で課税されており (トランプ政権の税制改革案が実現したとしても最高税率は 35%)、それに比べるとパス・スルー事業体の設立によって税率 15% での租税負担で済むことになれば大きな節税になるためである。

ただし、4 月 26 日の税制改革案発表時にムニューシン財務長官は、富裕層がパス・スルー事業体を設立できないようにし、個人所得税の高い税率を回避する仕組みを利用できないようにすると発言⁸している。例えば、パス・スルー事業体の創設の可否について所得制限を設定する可能性が考えられるだろう。所得制限によって高所得者の単なる節税行動をいくらかは回避することができるかもしれない。

しかし、パス・スルー事業体の設立を制限する仕組み (要件) によっては、事業者の自由な事業体選択を阻む可能性がある。すなわち、高所得であるがゆえにパス・スルー事業体を選択できないという状況が生じるかもしれない。事業体の設立者は自身の営む事業の特徴に合った適切な事業体を選択することが通常である。例えば、法人は様々な利害関係者との利害調整や対外的な信用確保の観点から、会社法で厳格な手続きを要求される一方で、パートナーシップの場合はパートナー間の合意によって様々なことを自由に変更可能である点にメリットがある⁹。法人に比べてパートナーシップは組織に柔軟性があるため、パートナーシップを積極的に選択する事業者も多いはずである。税制が経済活動にこれまで以上の歪みを与えることにならないか、今後の議論と動向を注視していく必要があるだろう。

⁸ ムニューシン財務長官の発言は以下のホワイトハウスのウェブページ参照。

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/04/26/briefing-secretary-treasury-steven-mnuchin-and-director-national>

⁹ 伊藤公哉 (2017) 『アメリカ連邦税法 (第 6 版) 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』中央経済社 p. 450 参照。

まとめ

事業体課税の改革案のコストは大きく、法人税率の引き下げだけでなくパス・スルー事業体の所得に対する税率引き下げに伴うコストも無視できない大きさである。このコストの中には直接的な減税規模だけでなく、パス・スルー事業体の税率引き下げで高所得者がパス・スルー事業体を設立し、給与所得を当該事業体の所得へ変えることで租税負担を減少させる新たな税のループホールを活用するという、人々の行動変化も含まれる。

ムニューシン財務長官は節税行為を阻止するとしているが、一方でその仕組みは事業者の自由な事業体選択を阻むことになりかねない。また、税制が経済活動へ与える歪みを回避するために仕組みを細かくすればするほど、事業者側の税制への対応はあっという間に複雑化し、徴税側は民間の様々なタックスプランニングへの対応を迫られる。事業者側と徴税側の両者のコストが増えることにならないか、トランプ政権の税制改革が具体的にどう進んでいくか、注目していきたい。